

議案第29号

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の一部を改正する 条例について

1 背景及び改正理由

望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2年4月に健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」といいます。）と東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号。以下「都条例」といいます。）が全面施行され、屋内は原則禁煙となりました。

法、都条例とも、紙巻たばこ、加熱式たばこのほか、製造たばこ代用品（ハーブたばこやたばこの葉以外を使用した水たばこなど）を規制対象としています。なお、屋内（敷地内を含む）での加熱式たばこの喫煙に関しては、受動喫煙による健康への影響が明らかになっていないことから、事業所や飲食店において指定たばこ専用喫煙室^{※1}内であれば、たばこを吸いながらの飲食を可とするなど、紙巻たばこと比べ、規制の程度が異なります。

こうしたことを踏まえ、区では、屋外の公共の場所での加熱式たばこの喫煙については、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（平成9年港区条例第42号。以下「区条例」といいます。）において、紙巻たばこと同様の規制をかけずに、喫煙場所内で吸うように協力を求めることで対応してきました。

しかし、最近では、加熱式たばこ喫煙者が、喫煙者全体の約3割^{※2}と増えているとともに、毎月約4,000件の路上喫煙及び喫煙場所はみだし喫煙の指導のうち、約半数が加熱式たばこ喫煙者となっており、巡回指導員の協力要請に応じないなどの事例が多く発生しています。

区条例は、「喫煙による迷惑を防止し、快適な生活環境を確保すること」を目的としており、「喫煙による迷惑」を、「他人のたばこの煙を吸わされることによる迷惑又は他人のたばこの火が接触したことによる迷惑」と定義しています。加熱式たばこも、たばこ事業法に規定する製造たばこであり、喫煙により有害物質を含んだ蒸気が発生するため、喫煙場所以外での喫煙は、周囲に迷惑が及びます。

一方、製造たばこ代用品についても、これまで区条例の規制の対象外としてきましたが、喫煙場所以外での喫煙があった場合には、紙巻たばこや加熱式たばこと同様に発生した煙を吸わされることなど、周囲に迷惑が及びます。

加熱式たばこが喫煙場所の外で吸われ、指導員の協力要請では、十分な効果が得られない現状の改善をはじめ、喫煙による迷惑の防止をさらに徹底していく必要があります。

※1 指定たばことは、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこのことで、加熱式たばこを指す。

※2 令和元年厚生労働省国民健康・栄養調査による。

屋内・屋外喫煙規制の現状

法律・条例	たばこの種類	屋内 (敷地内含む)	屋外
国（健康増進法） 都（東京都受動喫煙防止条例）	紙巻たばこ	規制対象	規制対象外 (法：配慮義務規程あり 都条例：努力義務規程あり)
	加熱式たばこ		
	製造たばこ代用品		
区（港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例）	紙巻たばこ	条例の規程の 対象外	規制対象
	加熱式たばこ		規制対象外 ^{※3}
	製造たばこ代用品		

※³ 屋外の加熱式たばこの喫煙は、運用で喫煙場所での喫煙を促すなどの協力を求めています。

2 改正内容

環境美化と受動喫煙防止対策をさらに推進するため、加熱式たばこ及びたばこ事業法に規定する製造たばこ代用品（以下「加熱式たばこ等」といいます。）の喫煙を規制の対象に加えます。

3 施行期日

令和3年10月1日

※ 喫煙者への周知とともに、たばこ製造事業者、区内たばこ販売店などへの周知が必要なため、公布後3か月程度の周知期間を設けます。

4 加熱式たばこ等を規制対象に加えることに伴う対応

区事業	対応
巡回指導	加熱式たばこ等の喫煙者に対し、喫煙場所を除く屋外の公共の場所での喫煙を不可とし、紙巻たばこと同様に、喫煙場所で喫煙するよう指導します。
周知・啓発	加熱式たばこ等が規制対象となることについて、区ホームページ、SNS、喫煙場所へのポスター掲示など様々な手段により、喫煙者へ周知します。また区内たばこ販売店と協力して喫煙場所を周知します。
喫煙場所整備	田町駅西口2階や品川駅港南口港南ふれあい広場は、紙巻たばここと加熱式たばこの喫煙エリアを分けて設置しており、このような対応が可能な場合は、加熱式たばこ専用エリアの設置を検討します。
屋内喫煙所設置費等助成制度	屋外密閉型喫煙所・屋内喫煙所の整備を推進するため、加熱式たばこ専用喫煙所の整備も助成対象とすることを検討します。

港区開発事業に係る定住促進指導要綱における一般利用が可能な喫煙所の整備	従来通り、たばこの種類を問わず喫煙が可能な喫煙所の設置を求めます。ただし、同一の建物内に2か所以上の喫煙所を整備する場合には限り、たばこの種類を問わず喫煙が可能な喫煙所と同数以下であれば、加熱式たばこ専用喫煙所の設置も可とします。 例：同一建物内に2か所喫煙所を整備する場合、1か所を加熱式たばこ専用喫煙所とすることができる。
-------------------------------------	--

5 今後のスケジュール

令和3年	7月～9月	条例改正周知
	10月1日	改正条例施行

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 たばこ 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十八条第一号に規定するたばこをいう。</p> <p>四 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。</p> <p>五 十一 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和三年十月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する製造たばこ(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)をいう。</p> <p>四 喫煙 火のついたたばこを所持し、又は吸うことをいう。</p> <p>五 十一 (略)</p> <p>(後略)</p>

加熱式たばこ等の定義等について

1 加熱式たばこ（製造たばこ） …区条例の規制対象に追加予定

(1) 定義

加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品に火を点けずに、電気ヒーターで加熱などして吸うたばこです。たばこ葉の入った専用のスティック等を、専用の装置にセットして使用します。

(2) 主な製品

	名称	販売元
高温加熱型	アイコス	フィリップ・モリス
	グロー	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ
	プルーム・エス	J T
低温加熱型	プルーム・テック	J T
	プルーム・テック・プラス	J T

2 製造たばこ代用品 …区条例の規制対象に追加予定

(1) 定義

たばこ事業法における製造たばこ以外の物で、喫煙用に供されるものを言います。

(2) 主な製造たばこ代用品

- ・ハーブたばこ…主に食用や漢方に使用されるハーブ（ハスの葉・ヨモギなど）を使用したもの。
- ・禁煙草…杜仲茶の葉、シソなどをブレンドし、たばこの味に近づけたもの。

3 その他（製造たばこ及び製造たばこ代用品以外） …区条例の規制対象外

(1) 電子たばこ

たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体（リキッド）を電気加熱させ、発生する蒸気を吸引するものです。

たばこ葉を使用しておらず、製造たばこ及び製造たばこ代用品に該当しないため、健康増進法等の規制の対象ではありません。

現在日本では、ニコチン入りの電子たばこの譲渡・販売は法律で禁止されています。

(2) ネオシーダー

たばこの形をした一般用医薬品であり、製造たばこ及び製造たばこ代用品には含まれません。吸煙することで、せきを鎮め痰を出やすくします。

(3) ノンニコ

たばこ葉の代わりに緑茶を使用した専用のスティックを、加熱式たばこの器具で加熱し、発生する蒸気を吸引するものです。

税務課

特別区たばこ税の決算額等について

年度	決算額（千円）		売渡本数（千本）	
	金額	対前年増減	本数	対前年増減
平成28年度	6,334,528	—	1,210,552	—
平成29年度	5,902,419	△ 432,109	1,125,827	△ 84,725
平成30年度	5,713,291	△ 189,128	1,051,414	△ 74,413
令和元年度	6,039,478	326,187	1,062,223	10,809
令和2年度	4,517,756	△ 1,521,722	764,970	△ 297,253

令和2年度は決算見込

※ 特別区たばこ税における加熱式たばこの割合について

加熱式たばこについては、下の換算方式により卸売事業者が紙巻たばこの売渡本数に換算し申告納税します。

その際、卸売事業者は換算後の売渡本数及び納税額を申告することとなっているため、全売渡本数中の加熱式たばこの割合は不明です。

※ 加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算方式について

平成30年の地方税法改正によって、加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方式は、それまでの「重量」のみによるものから、「重量」及び「小売販売価格」に基づくものに改正されました。なお、経過措置として平成30年10月1日から5年間で段階的に移行することとしています。

改正前	重量1gごとに紙巻たばこ1本に換算
改正後	重量0.4gごとに紙巻たばこ0.5本に換算
	小売販売価格を紙巻たばこ1本あたりの平均価格で除し、紙巻たばこ0.5本に換算
	上記二つを合算し、加熱式たばこの売渡本数とする。

経過措置

平成30年10月～令和元年9月	改正前×0.8	改正後×0.2
令和元年10月～令和2年9月	改正前×0.6	改正後×0.4
令和2年10月～令和3年9月	改正前×0.4	改正後×0.6
令和3年10月～令和4年9月	改正前×0.2	改正後×0.8
令和4年10月以降	改正後に完全移行	